

京田辺市職員の倫理保持のためのルール

～ 倫理条例・倫理規則のあらまし～

平成19年4月

京田辺市総務部職員課

倫理行動規準 ～法令遵守精神のもとで～

【条例第4条・規則第3条】

職員は、地方公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、自らを厳しく律するとともに、市民から信頼されるよう、次のことを守って行動しなければなりません。

- (1) 市民全体の奉仕者であることを自覚し、職務の遂行に当たっては、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、あらゆるものからの強要等の不当な要求に一切応じることなく常に公正な職務の執行を図るとともに、公共の利益の増進を目指して職務を遂行しなければならない。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織の私的な利益のために用いてはならない。
- (3) 法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる利害関係者からの贈与等を受けること等、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (4) 勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
- (5) 職務上取り扱う情報（電子計算機処理に係る情報を含む。）を公共の利益に反して、自らの私的利益のために利用し、又は操作してはならない。

倫理条例の適用を受ける職員の範囲

【条例第2条】

条例の適応を受ける職員の範囲を規定しています。

職員は、正規職員、臨時的任用職員（臨時職員、アルバイト職員、パート職員）、非常勤嘱託職員などが該当します。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員
- (2) 法第3条第3項に規定する特別職に属する職員

市民及び事業者等と職員の関係

【条例第7条】

市民及び事業者等の皆さまは、常に市政の運営に関心を払っていただき、公正かつ適正な手続きによる行政運営の確保に積極的な役割を果たすようお願いします。

何人も、職員に対し公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めたり、社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をすることはできません。また、違反する行為があったときは、市は法令の規定に基づき告発等の措置を講じる場合があります。

利害関係者とは

【条例第3条第1項】

「利害関係者」とは、職員が職務として携わる事務の相手方のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 許認可等を受けて事業を行っている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は個人
- (2) 補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、交付の申請をしている事業者等又は特定個人、交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者又は特定個人
- (3) 立入検査等を受ける事業者又は特定個人
- (4) 不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 契約を締結している事業者等又は特定個人、契約の申込みをしている事業者等又は特定個人、契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

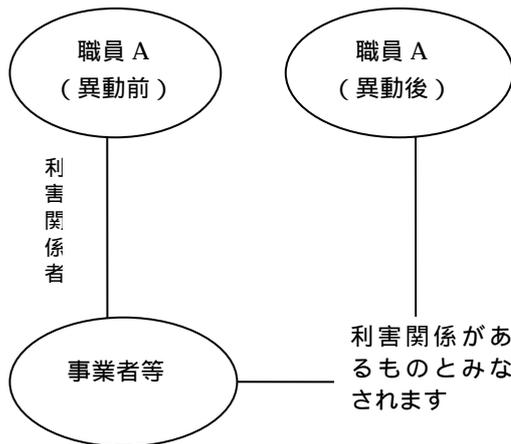
* 職員が、異動前に就いていた職の利害関係者は、異動後3年間は職員の利害関係者とみなされます。

【条例第3条第2項】

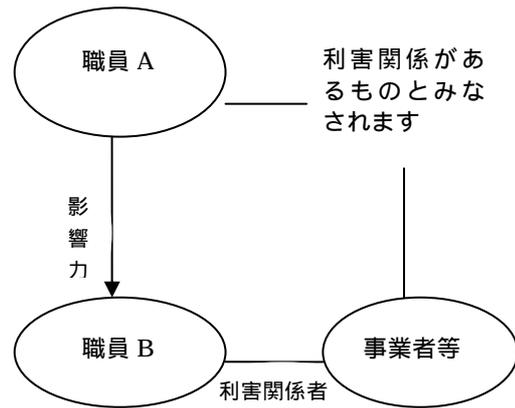
- * 職員が、影響力を持つ他の職員の利害関係者であってもその影響力に期待して、職員に接触していることが明らかな場合は、職員の利害関係者とみなされます。

【条例第3条第3項】

【条例第3条第2項の場合】



【条例第3条第3項の場合】



利害関係者との間で禁止される行為

【条例第8条第1項】

「利害関係者」との間では、次に掲げる行為が禁止されています。

1 金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

利害関係者から金銭や物品を受け取ることは、せん別や祝儀などの名目を問わず、禁止されています。

【例外】

- ・ 広く一般に配布するための宣伝用物品（カレンダー、手帳など）又は記念品
- ・ 社会通念上儀礼の範囲内の香典又は供花を受け取ること。

2 金銭の貸付けを受けたり債務の弁済をさせてはいけません。

利害関係者から金銭の貸付けを受けることは、通常一般の利息を払っても許されません。また、自己の債務を利害関係者にいかなる理由があっても弁済さ

せてはいけません。

【例外】

- ・金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付けを受けること。

3 無償で物品若しくは不動産の貸付け又は役務の提供を受けてはいけません。

【例外】

- ・職務として利害関係者を訪問した際に、利害関係者から提供される物品（電話、ファックス、コピー、事務用品など）
- ・職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等からみて相当と認められる範囲で、利害関係者から提供される自動車を利用すること。

4 未公開株式を譲り受けてはいけません。

未公開株式の譲り受けは、有償・無償を問わず禁止されています。

5 供応接待を受けることはできません。

お酒によるもてなしのほか、ゴルフ、観劇などによるもてなしも含まれます。

【例外】

- ・職務として出席した会議等における簡素な飲食物

6 会食をしてはいけません。

飲食を利害関係者と一緒にするのは許されません。

【例外】

- ・職務として出席した会議等において、その会議等の性質上やむを得ない場合。
- ・自己負担して飲食する場合であっても、倫理監督者が公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招く恐れがないと許可した場合。

7 一緒に遊技や旅行をしてはいけません。

自己負担であっても、利害関係者と遊技（麻雀、パチンコなど）や旅行を一緒にすることは許されません。

【例外】

- ・公務のための旅行

8 利害関係者に働きかけ、職員にではなく第三者に対し、前各項の行為をさせてはいけません。

私的な関係にある利害関係者との禁止行為の例外

【条例第9条】

私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係）にある「利害関係者」との間においては、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招く恐れがないと認められる場合に限り、例外として禁止行為が許される場合があります。

【例】

- ・利害関係者に当たる高校時代からの友人から結婚祝や香典をもらうこと。
- ・親の葬儀で、利害関係者に当たる親戚から香典をもらうこと。
- ・利害関係者に当たる友人も含まれる高校のクラス会に出席すること。

利害関係者でない者との間における禁止行為

【条例第10条】

相手が「利害関係者」に該当しない事業者等であっても、次の行為をすることは許されません。

接待を繰り返し受けるなど通常の一般の社交の程度を超える行為。

飲食物の料金等をその場に居合わせない事業者等に支払わせる行為（つけ回し）

講演等に関する規制

【条例第11条】

職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演をする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

贈与等報告書の提出が必要です

【条例第11条第3項・12条、規則第6条第4項】

職員は、利害関係者から5,000円を超える贈与等を受けたときは、14日以内に所属長、倫理監督者及び総括倫理監督者を經由して任命権者に贈与等報告書を提出しなければならない。

倫理監督者等への相談

【規則第7条】

職員は、利害関係者への対応について、自ら判断できない場合は、倫理監督者等に相談することができる。

自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断できない場合。

利害関係者との間で行う行為が禁止行為に該当するかどうかを判断できない場合。

私的な関係の利害関係者との間の行為が、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断できない場合。

違反行為に対する措置等

【条例第17条・第18条】

職員がこの条例に違反した場合には、総括倫理監督者は倫理監督者と連携し実情調査を行い、結果を任命権者に報告することとなっています。任命権者は、懲戒処分に付すことが妥当であると思料した場合、京田辺市懲戒審議会に職員の処分に係る諮問を行います。京田辺市懲戒審議会は、懲戒処分の量定を判断し、答申を行うこととなっています。任命権者は、処分に係る答申を受けたときは、その内容を精査し、速やかに職員に対する処分を行います。

任命権者は、職員に対して懲戒処分を行ったときは、その内容を公表することとしています。